

地区市民委員会の運営費について

1 概要

本市が財政支援を行っている住民組織である地区市民委員会において、令和5年度の運営費で着服が発覚した。

※地区市民委員会について

- ・地域住民が自主的に運営する任意団体（昭和36年に結成。令和6年5月現在、61地区で組織）
- ・住民の親睦や要望の反映、地域課題の解決や地域内利害の調整などに向けた活動に取り組んでいる。
- ・市民委員会の運営及び事業に要する経費に対し、市から市民委員会活動補助金を交付している。

2 発覚の経緯等

本年4月、当該市民委員会において令和5年度決算に係る会計監査に行うに当たり、通帳と印鑑を管理していた役員に資料作成を促したものの提出がなかったことから、別の役員が関係帳簿及び支出証拠書類等を照合したところ、不備を発見し、着服が発覚した。

その後、当該市民委員会において事実関係の精査を行い、5月に本市へ報告があった。

3 着服の内容（現時点でおおむね確認できたもの）

- (1) 金額 約104万円
- (2) 時期 令和5年7月～令和6年3月
- (3) その他 本市が交付している市民委員会活動補助金の対象経費には影響がないことを確認済み

4 今後の対応予定

- ・当該市民委員会に対し、再発防止に向けて必要な助言を行うとともに、市内各地区市民委員会に対し、適正な経理事務の推進に向けて啓発及び注意喚起する。
- ・市民委員会活動補助金に関わる適正性の確保に向け、関係帳簿や支出証拠書類等のチェックを強化する。